

三郷町危険木伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒木による被害から人命及び財産を保護するため、危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）を行う者に対し、町長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、三郷町補助金等交付規則（平成14年12月三郷町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林内に存する立木（地上1.2メートルの高さにおける直径が20センチメートル以上で樹高が5メートル以上のものをいう。）であって、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は道路（特定の者のみが利用する通路、進入路等を除く。）に被害を与えるおそれのある樹木をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外とする。

(1) 危険木を所有する者

(2) 危険木の倒木によって被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者であって、当該危険木が存する土地の所有者からその伐採等について承諾を得ている者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

(1) 当該危険木の伐採等について、他の団体から補助金その他の助成措置を受ける者

(2) その他町長が適当でないと認める者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内の森林における危険木の伐採等とする。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の委託に要する経費とする。

2 伐採等した危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三郷町危険木伐採事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）によるものとし、交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 委託に要する経費の見積書の写し（2者以上）
- (3) 危険木の売却額の見積書の写し（該当する場合に限る。）
- (4) 危険木の位置図
- (5) 事業実施前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請日の属する年度において申請者（同一世帯の者を含む。）1人につき1回限りとする。

（補助金の交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知は、三郷町危険木伐採事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な指示又は条件を付すことができる。

（補助事業の変更等の申請）

第9条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認は、三郷町危険木伐採事業変更・中止（廃止）承認申請書（第3号様式）によるものとする。

（補助事業の変更等の承認の決定通知）

第10条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認の決定通知は、三郷町危険木伐採事業変更・中止（廃止）承認通知書（第4号様式）によるものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、三郷町危険木伐採事業補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)によるものとし、実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (3) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (4) 事業完了後の写真
- (5) 危険木の売却額が分かる書類等の写し(該当する場合に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、三郷町危険木伐採事業補助金確定通知書(第6号様式)によるものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第2項の規定による補助金の請求は、三郷町危険木伐採事業補助金交付請求書(第7号様式)によるものとする。

(補助金の返還)

第14条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、三郷町危険木伐採事業補助金返還命令書(第8号様式)によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。